

北アルプス広域連合議会令和元年8月定例会議事日程（第1号）

令和元年8月20日（火）
午前10時開議
大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

議案第19号 北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第27号 平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第28号 平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第29号 平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第30号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第31号 令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	7	岡 秀子	13	大和田 耕一
2	太田 昭司	8	倉科 栄司	14	北澤 禎二郎
3	山本 みゆき	9	服部 久子	15	太田 伸子
4	降旗 達也	10	矢口 稔	16	丸山 勇太郎
5	大和 幸久	11	平林 寛也	17	宮澤 正廣
6	平林 英市	12	矢口 あかね	18	猪股 充拡

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
広域連合監査委員	代表監査委員	川上 雅嗣
広域連合職員	会計管理者（大町市会計管理者）	西澤 美千夫
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	細川 彰夫
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	山本 智通
〃	消防本部通信司令室長	武田 和男
〃	総務課参事（広域連携担当）	小泉 寛
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	総務課エコパーク管理係長兼施設整備推進係長	松澤 泉
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	麻田 俊一
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	竹本 明信
〃	会計係長	勝野 広幸
〃	議会事務局（記録）	宮嶋 久美
〃	〃	横川 拓巳
〃	議会事務局	西澤 崇
〃	〃	蒔苗 剛
〃	〃	三原 和樹

北アルプス広域連合議会令和元年8月定例会議事日程（第2号）

令和元年8月21日（水）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

議案第19号 北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について
総務常任委員長 倉科 栄司

議案第20号 北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第21号 北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第22号 北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第23号 北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

総務常任委員長 倉科 栄司
議案第24号 平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
総務常任委員長 倉科 栄司

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第25号 平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について
総務常任委員長 倉科 栄司

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第26号 平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第27号 平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

総務常任委員長 倉科 栄司
議案第28号 平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第29号 平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第30号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）
総務常任委員長 倉科 栄司
福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第31号 令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）
総務常任委員長 倉科 栄司

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第32号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保険施設事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 猪股 充拓

福祉常任委員長 猪股 充拓
議案第33号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第34号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）
総務常任委員長 倉科 栄司

議案第35号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 猪股 充拓

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	7	岡 秀子	13	大和田 耕一
2	太田 昭司	8	倉科 栄司	14	北澤 禎二郎
3	山本 みゆき	9	服部 久子	15	太田 伸子
4	降旗 達也	10	矢口 稔	16	丸山 勇太郎
5	大和 幸久	11	平林 寛也	17	宮澤 正廣
6	平林 英市	12	矢口 あかね	18	猪股 充拡

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	細川 彰夫
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	山本 智通
〃	消防本部通信司令室長	武田 和男
〃	総務課参事（広域連携担当）	小泉 寛
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	総務課エコパーク管理係長兼施設整備推進係長	松澤 泉
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	麻田 俊一
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	竹本 明信
〃	会計係長	勝野 広幸
〃	議会事務局（記録）	宮嶋 久美
〃	〃	横川 拓巳
〃	議会事務局	西澤 崇
〃	〃	蒔苗 剛
〃	〃	三原 和樹

北アルプス広域連合令和元年8月定例会会議録

令和元年 8月20日
開会 午前10時00分

○議長（中牧盛登君） おはようございます。ただいまから令和元年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。正副連合長、監査委員は全員出席をしております。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中牧盛登君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、3番山本みゆき議員、4番降旗達也議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月9日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めることといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○議会運営委員長（北澤禎二郎君） おはようございます。去る8月9日、議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日8月20日と明日21日の2日間であります。本定例会に付議されております案件は、条例案件5件、決算案件6件、予算案件6件の計17件であります。

決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。

各議案につきましては、委員会に付託し、審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

審議の概要は以上であります。よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日8月20日と明日8月21日の2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。
広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。本日、ここに広域連合議会令和元年8月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、地方行政を巡る動きについて申し上げます。

国におきましては、先月31日に開催されました地方制度調査会において、人口減少が深刻化する2040年頃を見据えた、地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告が取りまとめられました。この中で、広域的な行政課題につきましては、生活圏、経済圏を同一にする地方公共団体が、連携、協力して対応することが求められており、近隣の地方公共団体とともに業務を共同化することや、地方公共団体が相互に住民サービスの在り方について議論することが重要である、としております。地方公共団体間の連携を円滑に進めるためには、職員間の信頼関係の構築や双方向のコミュニケーションが必要であり、あわせて、首長同士に留まらず、議会、議員間におきましても信頼関係を構築するとともに、広域連携の必要性を、首長、議会、住民等が認識を共有することが重要である、としております。

審議の過程では、地方団体側委員から、現在、地方創生に懸命に取り組む中、その成果を検証するとともに、地方の意見をじゅうぶん聴き、慎重に議論を進めるべき、との意見が出されております。

圏域における地方自治体間の協力関係や地方行政体制の在り方につきましては、地方制度調査会においてさらに検討を進め、来年7月までに最終報告を答申することとされ、これを受け、国では必要な法整備を図るとしております。

また、県内の状況につきましては、10の広域圏全てに広域連合が設置され、ごみ処理、常備消防等の広域的な行政サービスを実施するほか、国が推進する定住自立圏や連携中枢都市圏に加え、本県独自の支援策を受けて当広域や木曾広域が取り組む連携自立圏等のように、柔軟に連携して事業に取り組む仕組みが広がるなど、従来から市町村相互に積極的な広域連携を推進しております。県及び県市長会、町村会では、こうした国の動きや今後の社会情勢を踏まえ、県の関係部課長や副市長村長で構成する「自治体の広域連携に関する懇談会」を設置し、これまでの取組みの検証や今後のあり方を議論することとしております。

広域連携につきましては、国や県における様々な動きがありますので、当広域連合といた

しましても、関係市町村とともにその動向を注視してまいります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、第5次広域計画の策定について申し上げます。

広域計画は、地方自治法の規定により、広域連合に策定が義務付けられており、広域連合及び関係市町村は、この計画に基づいて事務を処理することとされております。現在、当広域連合では、第4次計画が本年度をもって終了することに伴い、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする、第5次計画の策定作業を進めております。計画案の作成にあたりましては、事務局において、構成市町村とともに設置しました広域計画策定委員会及び計画策定課題別部会の第1回の協議を経て、現在、素案の作成に取り組んでおります。

今後、引き続き、構成市町村と密接に連携を図り、精力的に作業を進め、11月定例会において素案をお示しし、圏域住民の皆様の意見募集等を経て、来年2月定例会におきまして、第5次広域計画案をご提案できますよう協議を進めてまいります。

次に、北アルプス連携自立圏について申し上げます。

本年度は、9分野21事業に取り組んでおり、これまでの取組み状況の一端を申し上げますと、まず、就労支援では、新規学卒者を対象とする企業説明会を、ハローワーク大町及び大町職業安定協会、企業及び法人等と協力して、5月8日、大町市内のアプロードで開催いたしました。10連休直後でもあり、大学生等は約50名と若干少なめでありましたが、高校生は池田工業、白馬、大町岳陽の各校から120名を超える大勢の生徒にご参加いただき、地元企業、法人の事業内容や仕事に懸ける思いなどについて、人事担当者との意見交換が行われました。今後も、開催時期や実施内容を検討し、引き続き、より多くの若い世代の皆さんに、大北地域で就労していただけますよう取組みを進めることといたします。

このほか、先進的な施策の調査研究の一環として、市町村、広域連合等の職員向けの研修会として、定型的なパソコン操作を自動化するRPAや、人工知能(AI)の行政事務への活用について学ぶ講座を、来週26日に開催するなど、様々な連携事業を順次、実施することとしております。

なお、来年度以降も、連携自立圏の取組みを推進することとし、引き続き県からの財政的・人的支援の継続を求めるため、先月26日に圏域5市町村長が県庁を訪問し、阿部知事に直接要望を行いました。知事からは、広範な分野で広域連携を進めていることを高く評価いただいた上で、今後の予算編成の中で前向きに検討したい、との見解が示されました。

今後、市町村間において、来年度以降の方針や取組みを定める次期連携ビジョンの策定作業が進められますことから、広域連合としましても、広域連携課題別専門部会等での検討、協議を通じて、連携自立圏の事業が着実かつ効果的に進められよう、引き続き支援に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

昨年度は、ごみ処理広域化事業が具体的にスタートした年でありました。

平成10年8月に、大北地域市町村圏ごみ処理広域化計画が策定されてから丸20年の歳月を経て、地元源発自治会及び周辺自治会、地域住民等の皆様のご理解、ご協力をいただき、一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークが昨年8月に本稼働いたしました。北アルプスエコパークの可燃ごみの受け入れ量は、昨年度、大町市は、4月から7月までの試運転による

焼却を含め7, 602トン、8月から受け入れを開始した白馬村が2, 060トン、小谷村は511トンとなっており、合計1万173トンの可燃ごみを受け入れました。また、試運転を含め焼却した量は、9, 672トンで、1日当りの焼却量は、約35トン、87.5パーセントの稼働状況となっております。

また、北アルプスエコパークの運営に加え、資源物などの処理業務が広域連合に移管され、指定ごみ袋や分別品目の統一を図るとともに、大町リサイクルパーク及び白馬山麓清掃センターにおきましては、資源物等の受け入れを開始しました。

引き続き、白馬リサイクルセンターの整備などを計画しており、今後も循環型社会の形成に寄与できますよう、ごみ処理広域化の円滑な推進に努めますとともに、3市村と連携して、いっそうごみの減量とリサイクルを促進してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況につきましては、本年4月から7月末までの間に18件発生し、そのうち10件が建物火災となっており、出火件数は前年同期と比べ9件の増となっております。引き続き、市町村消防団をはじめ関係機関との連携の下、火災予防の広報、啓発を図り、圏域住民の安全確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、2, 020件となり、前年同期と比べ6件の増となっております。この夏は、先月下旬までは日照不足と低温傾向が続いておりましたが、29日に関東甲信地方の梅雨明けが発表されて以降、当地域におきましても、最高気温が30度を大きく上回る暑さが続いており、熱中症関連の出動が急増しております。今後も、しばらくは高温状態が継続すると見込まれますことから、熱中症予防について、関係機関と連携して注意喚起に努めますほか、救急車が到着するまでの間の応急救護措置の普及を図ってまいります。

この度の、元消防職員による、北アルプス広域職員互助会における会計事務に関しまして、不祥事により、住民の皆様への広域行政に対する信頼を損ないましたことにつきましては、深くお詫び申し上げます。今後、信頼回復と再発防止に向け、職員一丸となり、全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ありませんでした。

次に、土木振興事業について申し上げます。

本年度の建設工事費は、前年度に対し11パーセント増の10億5千万円となっており、このうち、修繕工事費は25パーセント、また、災害復旧事業費は15パーセントを占めております。今後も引き続き、圏域内市町村の現場の状況に合わせ、確実な技術支援に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

今月1日現在、施設入所者は延べ5, 654人、1日平均46.4人、また、通所利用者は延べ1, 731人、1日平均20.8人の方が利用されております。前年同期と比較しまして、施設入所では465人増加し、通所では132人の減少となっております。残暑が続く中、利用者の熱中症対策等の健康管理や感染症予防に万全の注意を払い、施設の適切な運営に努めております。今後も引き続き、いっそう利用の向上に努めますとともに、老健施設としての介護やリハビリテーション機能の充実を図り、安全で円滑な施設の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

2025年（令和7年）をピークとして、急激に進む少子高齢化、人口減少社会に対応するため、当広域連合では、介護予防の推進や介護人材の確保、生活支援体制の構築などを積極的に進め、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活することができますよう、施策を実施してまいりました。

介護予防の推進など、早急に取り組むべき課題としましては、平成29年度に開始しました介護予防・日常生活支援総合事業により、新たな事業とサービスの創出に向けて、広域連合と構成市町村が連携して取組みを進めております。

また、認知症対策につきましては、連携自立圏事業として、認知症初期集中支援チームの共同運営を昨年4月より開始し、昨年度1年間で圏域5市町村から225件の相談を受け、このうち38件について医療や介護サービスに繋げるなど、着実に成果を上げてきているところであります。あわせて、圏域内の在宅医療・介護の連携につきましても、本年度、大町市地域包括支援センター内に大北圏域在宅医療・介護連携支援センターを共同設置し、圏域内の医療・介護関係者等からの相談に対応する、在宅医療や介護連携に関する相談窓口を開設いたしました。引き続き、介護保険の安定的な運営を図るとともに、介護保険事業の着実な推進により、この地域で生活する皆様が、安心して暮らし続けることができる体制づくりに力を尽くしてまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

平日夜間小児科・内科急病センターの本年4月から先月末までの4か月間の利用状況は、診療日数97日、受診者延べ123人で、1日当りの患者数は1.3人となっており、受診者のうち小児患者は64人で、全体の52.0パーセントを占めております。

急病センターの運営につきましては、運営協議会におきまして利用の促進等についてご協議いただき、利用者の増加に向け、いっそう周知を図るよう提言をいただいております。これを受けまして、これまでの構成市町村や広域連合のホームページ、広報紙での情報発信の強化に加え、昨年度は、カードサイズのマグネットシートを作成して、市町村に送付し、未就学児の世帯を対象に配布を依頼しております。本年度につきましては、新生児のいる世帯への配布を依頼し、診療案内をはじめ急病センターを圏域住民の皆様へ広く周知し、利用の促進に努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今日1日現在、措置入所者は定員の50人を確保しており、生活短期宿泊事業は、4人の方にご利用いただいております。

また、ひだまりの家におきましても、入所定員の9人が入所しております。いずれの施設も入所者の高齢化がいっそう進んでおりますので、適切に水分補給を行うなど、入所者の健康と安全の管理に十分留意し、明るい環境のもと日常生活が営めるよう努めております。

また、7日には、地元大新田町自治会との共催により納涼祭を開催し、自治会の皆さんをはじめ、準備の段階からボランティアとして協力いただいた仁科台中学校の生徒の皆さんなど、多くの方々にご参加いただきました。今後も、地域住民をはじめボランティアの皆さんと積極的な交流を図り、いっそう地域に開かれた施設を目指してまいります。

以上、主な事業の取組み状況について申し上げます。今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を

賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件5件、決算案件6件、予算案件6件の合計17件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

はじめに議案第19号「北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（降籟寛次君）登壇〕

○消防長（降籟寛次君） ただいま議題となりました議案第19号「北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配布いたしました新旧対照表も併せてご覧ください。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正として、北アルプス広域連合手数料条例第2条第1項第1号で規定する納付すべき手数料の額を改正するものです。

それでは、議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。別表第1（2）の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の手数料「1,580,000」を「1,590,000」に、同じく5万キロリットル以上10万キロリットル未満の「1,940,000」を「1,950,000」に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満の「2,260,000」を「2,270,000」に改めるものです。施行日は令和元年10月1日としております。

以上ご説明を申し上げますが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第20号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第20号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」、ご説明をいたします。お手元に配布してあります新旧対照表も、併せてご覧ください。

今回の条例改正は、介護人材確保のための取り組みをより一層推進するために、現行の処遇改善加算に加えて、新たに介護職員等特定処遇改善加算を追加するとともに、本年10月

から消費税が10パーセントに上げられることに伴う、通所型および訪問型の相当サービスの報酬単価の改正、および介護予防ケアマネジメントの報酬単価を改正するものでございます。施行期日は、本年10月1日からとしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3点ほど質問したいと思います。10月から介護職員が改善加算されるという説明でしたが、概要についてもう少し説明いただきたいと思います。2点目は、この改正で該当する事業所というのはどのくらいになるのか。3点目はこの改正に伴う利用者負担もあると思うのですが、増額の見込みはどの程度なのか、説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまの3点の質問にお答えします。

まず1点目、介護職員等特定処遇改善加算の概要であります。この特定処遇改善加算の概略でありますけれども、本年10月予定の消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、従前の「介護職員処遇改善加算のⅠ－Ⅲ」を取得している介護サービス事業所・施設において、おもに勤続10年以上の介護福祉士の処遇改善を行うためのものでございます。厚生労働省では、経験と技能のある介護員の月額8万円の改善または、年収440万円を設定、確保するための報酬改定であります。

2点目、この改正で該当する事業所についてであります。総合事業における訪問型サービスと通所型サービスの今回改正の介護報酬を算定している事業が該当となり、最大で51事業所となります。現在の処遇改善加算を計画している事業所は49であり、新たな特定処遇改善加算においては、最大で49事業所、加算Ⅰでは17事業所となる見込みでございます。

3点目、この改正に伴う利用者負担の増額見込みということでもありますけれども、訪問型サービスにおける「訪問型サービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ」では、1回あたり4円から7円増、率にして0.3パーセント増となり、特定処遇改善では、所定単位数の6.3パーセントが増となります。また、通所型サービスにおける「通所型Ⅰ・Ⅱ－1・Ⅱ－2」では、1回あたり7円から16円の増、率にして0.5パーセントの増となり、特定処遇改善加算では、所定単位数の1.0から1.2パーセントが増となります。説明は以上であります。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 人的な補填というわけではありますが、財源は消費税ということで、利用者への負担の増にも繋がるというところが大きな問題かと思えます。特に、3点目で利用者負担の増額見込み、今説明がありましたけれども、それぞれ年間の額としてはどのくらいの負担になるのか、例を挙げてでも結構ですので、負担増の金額について説明ができればお願いしたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまの1人当たりの増額部分でありますけれども、具体的な回数にもよりますが、例えば通所型サービスⅡ－1を週1回利用した場合、1回あたり7円の増額ですので、月28円、年間で366円の増となります。説明は以上であります。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第21号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第21号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配布してあります新旧対照表も、併せてご覧ください。

今回の改正は、本年10月予定の消費税10パーセントによる負担増を補てんするため、介護サービスの基本単位数を引き上げる特別の介護報酬プラス改定が行われますことに伴い、自己負担となります食費、居住費の基準費用額が引き上げになりましたことから、介護老人保健施設「虹の家」における居住費の改正を行うものであります。

居住費のうち、入所及び短期入所の利用者に係る個室の利用料を1人1日当たり1,668円とし、多床室の利用料を377円とするものでございます。施行期日は、本年10月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点質問したいと思います。1点目は近隣の同種の施設の居住費というのは、この施設の金額等と比較してどんな状況にあるのか説明ください。2点目は、今回、居住費を改正するわけでありましてけれども、食費を改正しない理由はどういう理由なのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまの2点の質問についてお答えいたします。

まず、近隣の同種の施設の居住費の状況でございます。近隣の同種の老人保健施設の状況は、従来型個室では、1,800円から1,940円であり、多床室では、640円から700円でございますことから、虹の家の居住費は、管内同種の施設においては、最低金額となっております。

2点目、居住費を改正して食費を改正しない理由につきましては、この10月の介護報酬改定に合わせ、食費の基準費用額が1,380円から12円増の1,392円となります。虹の家の利用者の負担につきましては、1,600円と設定されておりますことから、食費につきましては現在の金額を据え置くものであります。以上であります。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第22号「北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第22号「北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、ご説明申し上げます。内容につきましては、グループホームひだまりの家の利用料の改定であります。お手元に配布してあります新旧対照表も、併せてご覧ください。

ひだまりの家の利用料につきましては、平成14年の開設以来利用料の改定を行っておらず、平成26年の消費税引き上げ時にも据え置きとしておりましたが、消費税10パーセント引き上げ時には利用料の引き上げを実施したい旨を、利用者家族にお話しし、ご了解をいただいていた経過があります。

改定を必要とする最も大きな要因は、運営費の増加であります。ひだまりの家では、9人の臨時職員の賃金と共済費が、運営費の約50パーセントを占めていますが、近隣の施設と比較して、賃金水準が低かったことから、平成30年度、令和元年度と2年にわたり賃金の引き上げを実施してきております。これにより、平成29年度に151万5千円計上できていた基金積立金が、令和元年度には10万円まで減少し、基金からの繰り入れも想定される厳しい収支状況となっているところです。また、圏域内のグループホーム6施設の利用料を比較しますと、ひだまりの家が、最も低い利用料となっており、今回の実施後も、水準は近づきますが、なお最も低い利用料となっております。改定率につきましては、他施設と比較して低い水準となっている食費と施設使用料を10パーセントアップし、平均的な水準となっている光熱水費、燃料代を据え置きとし、合計で6.9パーセントのアップとするものです。施行期日は、本年10月1日からとし、経過措置として「この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものから適用し、施行日以前の利用に係るものは、なお従前の例による。」といたします。

以上ご説明を申し上げますが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 値上げの根拠について説明がありましたが、説明の内容が理解できない部分があります。何を基準に今回2,500円相当引き上げをしたのか、もう1度、根拠について説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 改正の根拠についてお答えいたします。食材料費につきましては、年間の賄材料費、調理器具の更新費及び食器の更新費等を1人1日当たりに換算し、約10パーセントアップの990円としております。また、施設使用料につきましては、光熱水費等を勘案した費用を他の施設と比較して、5,000円以上の開きがありましたが、一度に20パーセントアップをせず、10パーセントの2,500円の増加としても、なお他施設との比較では最も低い額となっております。以上であります。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第23号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(傘木徳実君)登壇]

○事務局長(傘木徳実君) ただいま議題となりました議案第23号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配布してあります、新旧対照表も併せてご覧ください。

今回の改正は、手数料の改正を行うものであり、本年10月1日からの消費税10パーセントに伴う改定であります。

平成26年4月1日に行われた消費税8パーセントへの改定時は、近隣急病センターの多くが改定しない状況などから5パーセントのまま据え置きとしておりましたが、今回の消費税10パーセントの改定時には、近隣急病センターの多くが改定するという状況であり、当急病センターも手数料改定を行うものであります。

第1号死亡診断書、第2号に生命保険に関する診断書を追加し、第3号その他の診断書、第4号証明書としそれぞれ金額を改めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中牧盛登君) 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第24号から議案第29号までの6議案は、いずれも平成30年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取扱いについてお諮りいたします。

議案第24号から議案第29号までの6議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第24号から議案第29号までの6議案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(傘木徳実君)登壇]

○事務局長(傘木徳実君) ただいま議題となりました、議案第24号から議案第29号までの6会計の歳入歳出決算につきまして、逐次ご説明申し上げます。予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付してあります、主要な施策の成果説明書に記載し

ておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

それでは順次、ご説明申し上げます。

議案第24号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明を申し上げます。

2ページ、3ページ、歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入、3ページ、収入済額の最下段、決算額は、24億8,302万3,473円、前年度比50.8パーセントの減でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出、5ページ、支出済額の最下段、決算額は、23億8,188万949円、前年度比50.7パーセントの減となっております。歳入歳出が大きく減となった主な要因は、北アルプスエコパークの竣工による、市町村負担金、国庫補助金及び工事請負費の減によるものでございます。その結果、6ページでございますが、歳入歳出差引残額は、1億114万2,524円となり、翌年度へ繰越しとなります。

8ページの歳入から、主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1市町村負担金21億6,889万4千円は、広域経常費、ごみ処理広域化推進費、常備消防費などに伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2項2目2衛生手数料5,666万3,300円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパーク直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。款3項1目21繰越明許費循環型社会形成推進交付金1,099万5千円は、平成29年度からの明許繰越分であり、大町リサイクルパーク改修工事に係る交付金でございます。款3項2目1及び款4項2目1の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料軽減にかかわる国庫及び県負担金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款7繰越金は、前年度繰越金と、29年度からの繰越明許費繰越金であり、繰越明許費繰越金1億5,399万9千円は、大町リサイクルパーク改修工事、塵芥収集車及び焼却灰運搬ダンプの車両購入費用が主なものでございます。款8項1目1節4衛生費雑入212万9,332円は、ペットボトル有償拠出金など資源物売払いによるものが主なものでございます。款9項1目2消防債1,310万円は、一般補助施設等整備事業債で、高規格救急自動車更新事業に充てたものでございます。

14ページ、15ページ歳出をご覧ください。

款1議会費は、議会定例会4回の開催に伴う経費でございます。款2総務費では、項1目1一般管理費8,812万1,642円は、主には職員5人と派遣職員4人の人件費と事務経費でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

目2財産管理費のうち主なものは、北アルプス市町村会館の維持管理に係わる経費でございます。目3情報化推進費6,899万9,264円は、市町村及び広域連合が共同利用する基幹系システムほか5つのシステムに係る経費であり、節14使用料及び賃借料では、サーバー等のシステムリース料が主なものでございます。

ページ最下段から、18ページ、19ページをご覧ください。

目5企画費は、北アルプス連携自立圏合同調査研究事業として、地域おこし講演会及び先進施策の視察を実施した経費でございます。款3項1目1福祉施設等建設事業費40万7,000円は、節23償還金利子及び割引料では、前年度分市町村負担金の精算に基づく償還金でございます。目2入所判定委員会費1万9,430円は、年4回開催されました入所判定委員9名分の報酬、費用弁償等であります。目3障害支援区分認定審査会費125万3,834円は、主に審査会委員5名の報酬・費用弁償等であり、年12回、127件の審査・判定がされました。目4高齢者福祉費888万9,785円は、主に節28繰出金で、低所得者に対する保険料軽減の負担分2,558件分を介護保険事業特別会計へ繰出すものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

款4項1目1葬祭場費では、指定管理者による運営の2期目の初年度でありました。30年度では人体552体、動物373体の火葬業務に係る経費と、節15工事請負費では火葬炉の燃焼設備、排気ファン等の修繕工事を行ったものでございます。目2ごみ処理広域化推進費8億5,201万4,243円の主なものは、節1から節4では、嘱託専門員1名と職員1名分の人件費でございます。節13委託料は、一般廃棄物処理施設建設に係る施工監理業務委託及び施設整備に係る技術指導業務委託でございます。節15工事請負費7億5,488万8,760円は、北アルプスエコパークの建設工事に係る建設費用でございます。節18備品購入費は、資源物処理に使用するフォークリフトなど車両購入のほか、事務室などの備品購入によるものでございます。節19負担金補助及び交付金では、大町市からの職員派遣の負担金及び北アルプスエコパークへの上水道敷設に伴う舗装復旧負担金でございます。目3廃棄物処理費1億7,002万5,011円の主なものは、節2から節7では、臨時職員2名と職員1名分の人件費でございます。節11需用費では、プラント薬品代、燃料代及び電気代が主なものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

節13委託料9,969万9,430円は、維持管理業務委託、環境測定業務委託及び一般廃棄物受入運搬業務委託など廃棄物処理費用が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金では、大町市と白馬山麓事務組合からの職員派遣2名分の負担金が主なものでございます。目4リサイクル推進費2,952万6,267円の主なものは、節1から節7では、嘱託専門員1名と臨時職員7名分の人件費でございます。節13委託料1,399万8,335円は、資源物の運搬・処理に係る資源物処理費用が主なものでございます。目21繰越明許費ごみ処理広域化推進費1億2,912万88円の主なものは、節13委託料では、大町リサイクルパーク改修工事施工監理業務委託と北アルプスエコパーク環境測定稼働前調査業務委託でございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

節15工事請負費は、大町リサイクルパーク改修工事、節18備品購入費は、計量器付塵芥収集車及び焼却灰運搬ダンプの車両購入費用が主なものでございます。項2目1保健衛生費3,662万8,140円は、節13委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へ委託して実施したものでございます。節19負担金

補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、2次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、大町総合病院とあづみ病院へ運営費の一部を補助しているものでございます。款5項1目1常備消防費8億5,095万1,968円の主なものは、節1から節7は、職員92名、嘱託職員2名及び臨時職員1名分の人件費によるものでございます。節11需用費は、職員貸与品、救急関係消耗品及び北部署重量シャッター交換修繕等によるものでございます。節13委託料は、消防救急デジタル無線設備及び高機能指令システム設備の各保守点検業務委託、大町消防署女性専用室等整備改修工事に関わる設計業務委託等によるものでございます。節18備品購入費は、大町署高規格救急自動車及び北部署除雪機の更新等によるものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。

節19負担金補助及び交付金は、県消防学校入校負担金等によるものでございます。款6土木事業費3,877万961円の主なものは、節2から節7では、職員2名、臨時職員4名分の人件費でございます。

28ページ、29ページをご覧ください。

節25積立金1,235万5千円は、事業費の確定に伴い、土木事業基金に積み立てたものでございます。款7公債費8,319万4,512円は、消防施設整備事業など広域連合債の元金と利子の償還金8件分でございます。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げました。31ページには実質収支に関する調書、32、33ページには財産に関する調書、34、35ページには事業ごとの財源内訳、36、37ページには連合債の内訳、また、38ページには市町村負担金の集計表を記載してございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続いて、議案第25号「平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明を申し上げます。

決算書は39ページからでございます。主要な施策の成果は20ページからでございます。

40ページ、41ページ、歳入・歳出決算書をご覧ください。

歳入、41ページ、収入済額の最下段、決算額は456万689円、前年度比73.3パーセントの減でございます。

42ページ、43ページをご覧ください。

歳出、43ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は243万5,164円、前年度比83パーセントの減となっております。歳入歳出が大きく減となった主な要因は、平成23年度に町村に貸し付けた特別養護老人ホーム建設費及び鹿島荘改築費の償還終了による、他会計繰入金及び基金積立金の皆減によるものでございます。その結果、44ページでございますが、歳入歳出差引残額は、212万5,525円となり、翌年度へ繰越しとしております。

46ページ、47ページの歳入をご覧ください。

款1財産収入179万6,400円は、ふるさと市町村圏基金の定期預金の利子収入でございます。なお、平成30年度末での基金残高は、5億4,640万円となっております。款3繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、48ページ、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1活動事業費243万5,164円は、ふるさと市町村圏基金の利息を財源とした、地域振興事業を推進するための事業費であり、節11需用費では、広域広報紙「北アルプス遊・交・学」を年2回発行するための印刷製本費が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は、管内市町村で行われるイベントなどの地域振興事業に対し補助を行ったものでございます。

51ページには実質収支に関する調書、52ページには財産に関する調書を記載してございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第26号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算について」、ご説明申し上げます。

決算書は53ページから、主要な施策の成果は24ページからでございます。

決算書の55ページ最下段 収入済額で歳入の決算額合計は、2億6,285万5,467円、対前年度比11.7パーセントの減。57ページになりますが、歳出の決算額は2億5,626万4,671円、対前年度比12.3パーセントの減となっております。その結果、58ページの歳入歳出差引残額は659万796円となり、翌年度への繰越しとなります。

60、61ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1入所療養介護費収入1億1,582万1,041円で、前年度と比較して14.3パーセントの減、延べ利用者数は2,016人減少し13,560人で行いました。項2居宅介護費収入6,904万2,767円は前年度比16.7パーセントの増、目1短期入所療養介護費収入は2,488万3,874円で、延べ利用者は、2,856人でありました。契約入所と短期入所の合計利用者は16,416人で、利用率は90.0パーセントとなっております。目2通所リハビリテーション費収入4,415万8,893円は、前年度比15.5パーセントの増で、延べ通所者数は5,314人、通所利用率は89.6パーセントとなっております。項3目1施設利用料収入5,153万7,021円は、前年度比1.0パーセントの減、入所者、短期入所者、通所者の施設利用料でございます。項4特定入所者介護サービス等費収入623万9,220円は、低所得利用者に対する負担を軽減するための居住費や食費の給付費でございます。

62、63ページをご覧ください。

款2繰越金531万4,590円は、前年度繰越金でございます。款6繰入金1,403万9,000円は虹の家事業基金繰入金でございます。

次に64、65ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1介護老人保健施設事業費2億5,626万4,671円は、前年度比12.3パーセントの減となっております。節2から節7では、職員11名と臨時職員の看護師・介護補助員など16名分の賃金など人件費分であります。節11需用費では、施設の消耗品費・燃料費・光熱水費、利用者の食事賄材料費、が主なものです。節12役務費では、クリーニング手数料が主なものであり、節13委託料では、市立大町総合病院への施設運営委託料で医師、看護師、理学療法士、事務員など10名分の人件費及び、給食委託料が主な

ものでございます。節15工事請負費498万9,600円は、浴槽ろ過機更新工事を行っております。

次に66・67ページをご覧ください。

節25積立金361万8,000円は、虹の家事業基金への積立金でございます。30年度では、基金取り崩しを1,403万9,000円、基金への積立を361万8,000円行っており、実質の基金繰入額は1,042万1,000円となり、これにより年度末の基金残高は1億2,294万円となっております。

69ページは、実質収支に関する調書、70,71ページは財産に関する調書、72ページには歳入の財源内訳を記載しております。

以上で、介護老人保健施設事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第27号「北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出の認定について」、ご説明を申し上げます。

74ページ、75ページをご覧ください。

収入済額の最下段、決算額は、68億8,710万831円、前年度比3.1パーセントの増でございます。

77ページの支出済額の最下段をご覧ください。歳出の決算額は、67億1,716万8,624円、前年度比1.0パーセントの増となっております。78ページの歳入歳出差引残額は、1億6,993万2,207円となり、翌年度へ繰越しとなります。

80ページの歳入から、主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1第1号被保険者保険料は、特別徴収分、11万5,805件、普通徴収分、1万3,435件、滞納繰越分、1,422件で、14億1,321万5,638円でございます。款2項1目1は、市町村負担金10億102万円は、対前年2.5パーセントの増となっております。同じく80ページ、款4項1目1介護給付費負担金から、84ページ款6項3目1の委託金までは、介護給付に係る国庫、支払基金及び県支出金が主な内容でございます。

84ページ、85ページをご覧ください。

款8繰入金は、低所得者保険料軽減分として一般会計から、国庫補助金等の過年度返還分財源等として、介護給付準備基金からそれぞれ繰入を行ったものでございます。

88ページ、89ページの歳出をご覧ください。

款1総務費では、項1目1一般管理費8,549万4,421円は、主には職員5人の人件費と事務経費でございます。項2徴収費につきましては、介護保険料の納付書の印刷、郵送料でございます。項3介護認定審査会費は、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成に係る手数料が主なものでございます。

90ページ、91ページをご覧ください。

項4趣旨普及費につきましては、広域連合で発行する広報紙「井戸端かいご」の印刷費が主なものでございます。項5計画策定委員会費は、平成30年度が第7期介護保険事業計画1年目であり、制度啓発用パンフレットとして作成した「北アルプスの介護保険」の印刷製本費が主なものでございます。項6保健福祉事業費は、社会福祉法人等利用者負担軽減補助

と認知症グループホーム利用者46名に対する家賃補助が主なものでございます。

92ページ、93ページをご覧ください。

款2項1介護サービス給付費につきましては、目1居宅介護サービスから目9、居宅介護サービス計画給付費までの総額が、対前年2.2パーセント増の55億8,226万2,218円となっております。

96ページ、97ページをご覧ください。

項3、その他諸費につきましては、国民健康保険団体連合会へお支払いした審査支払手数料、項4につきましては、介護と介護予防の高額サービス等費の負担金、項5につきましては、高額医療合算介護サービス費の負担金、98、99ページになりますが項6につきましては、特定入所者介護サービス等費負担金として、施設利用時の食費、居住費に関する補足給付したものでございます。款3項1基金積立金につきましては、介護給付準備基金への積立金、3,558万7,000円でございます。款4地域支援事業費でございますが、項1目1介護予防事業費から、100ページ、101ページになりますが項2、目3、包括的支援（社会保障充実分）事業につきましては、介護予防事業・包括的支援事業等を市町村に委託した委託料が主な内容でございます。項3、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、平成29年度より実施となりました、総合事業におけるヘルパー派遣及びデイサービス利用にかかわる経費が主な内容でございます。

102ページ、103ページをご覧ください。款5諸支出金につきましては、過年度分の国庫負担金、市町村負担金等の返還金が主な内容でございます。

107ページには実質収支に関する調書、108ページには財産に関する調書、109ページには歳入の財源内訳を記載しております。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第28号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算について」、ご説明申し上げます。

決算書では111ページから、主要な施策の成果は39ページからでございます。

決算書113ページ歳入の最下段、決算額合計は、1,793万6,866円、前年度比8.8パーセントの減となっております。

115ページの歳出の決算額は、1,633万4,337円、前年度比7.5パーセントの減となっております。その結果、116ページの歳入歳出差引残額160万2,529円は、翌年度への繰越となります。

118、119ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1衛生使用料317万4,787円は、診療日数288日、患者数401人の診療使用料で、前年度比18.8パーセントの減、平均患者数は1日あたり1.4人でございます。款2項1目1市町村負担金1,152万4千円は、運営のための負担金でございます。款5県支出金121万8千円は、小児初期救急医療体制整備事業補助金でございます。

120、121ページの歳出をご覧ください。

款1総務費のうち主なものは、節1報酬では、実働56人の医師の報酬、節7賃金は、看護師及び医療事務の臨時職員8人分の賃金、節9旅費は、医師の費用弁償、節11需用費は、医薬材料費等でございます。

123ページは実質収支に関する調書、124ページは財産に関する調書と財源内訳でございませう。

以上で、平日夜間救急医療事業特別会計の説明を終わります。

続いて議案第29号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計の歳入歳出決算について」、ご説明申し上げます。

決算書では、125ページから、主要な施策の成果は、42ページからでございます。

決算書の127ページ最下段、歳入の決算額合計は2億2,017万9,304円、129ページ歳出の決算額は1億9,698万7,959円。その結果、130ページでございますが、歳入歳出差引残額は2,319万1,345円となり、翌年度への繰越しとなります。

132、133ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1鹿島荘負担金1億6,378万7,157円は、市町村から鹿島荘の運営費、改築事業の連合債償還に係るものと、鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金で、生活短期宿泊事業の延べ利用者は1,625人でございます。款2項1目1ひだまりの家収入2,629万4,985円は、ひだまりの家利用者9人分の介護保険給付費収入。目2ひだまりの家施設利用収入1,098万6,401円は、介護保険利用者負担分のほか入所者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費でございます。款4項1目1鹿島荘繰越金、目2ひだまりの家繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

136、137ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費1億1,204万7,972円は、主には職員9人分の人件費と支援員及び給食調理員及び育休代替職員の賃金、節13委託料は清掃業務、給食調理補助業務委託などです。目2生活費3,250万608円は、措置入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。主なものは、節11需用費は、介護が必要な入所者が増加しておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、138、139ページになりますが、光熱水費や賄材料費です。節12役務費の手数料では、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節14使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料で、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操のシステムを活用し、入所者の能力維持・向上を図っているものであります。節20扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などでございます。項2目1ひだまりの家管理費3,762万9,955円は、人件費では、職員2人の人件費と介護員9人の賃金であります。その他入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは節11需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

140、141ページになりますが、節25積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てるものであります。款2項1鹿島荘公債費1,480万9,424円は鹿島荘改築事業の起債償還であります。

143ページは実質収支に関する調書、144ページは財産に関する調書となっております。老人福祉施設等事業特別会計の説明は以上でございます。

以上、各会計の主なものにつきましてご説明申し上げます。ご審議のうえご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 続いて、監査委員に監査報告を求めます。

川上監査委員。

〔広域連合監査委員（川上雅嗣君）登壇〕

○広域連合監査委員（川上雅嗣君） 決算審査報告を申し上げます。平成30年度の決算審査は、議会選出の岡監査委員と私、川上の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。

去る7月5日、広域連合長から審査に付されました地方自治法第233条第2項の規定による、平成30年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月8日、9日に、広域連合事務局があります、北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、平成30年度北アルプス広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また予算、事務事業の執行についても、おおむね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合の各会計の財源については、市町村負担金はその根幹を成しており、このうち一般会計では歳入の約87パーセント、21億7,030万円余が市町村からの負担金であり、使用料及び手数料は約2パーセント、5,751万円余となっている。

構成各市町村では平成28年度から圏域独自の北アルプス連携自立圏を形成し、少子高齢化、人口減少社会にあって市町村共通の事務事業を効率的に行えるよう、市町村が相互に協力して移住・定住や若者交流などの事業を推進している。構成各市町村では、厳しい財政状況の中でそれぞれに創意工夫による財政運営がされおり、広域連合職員においても市町村財政の負担軽減に配慮した予算の編成や、費用対効果を考えた予算の執行にあたるようお願いする。

一般会計では、長年の懸案であった一般廃棄物処理施設エコパークが昨年、8月1日から本稼働となり、3市町村の広域的なごみ処理が開始された。今後は、施設の安全な運転を確保するとともに、住民へのごみの減量化や再資源化の啓発を通じて循環型社会の構築に努められたい。

次に、北アルプス広域葬祭場の管理運営については、平成25年度に指定管理者制度を導入後、平成29年度までの第1期指定管理期間が終了し、平成30年度から新たに5年を期間とする指定管理業者が選定された。指定管理制度の導入以来、黒字決算が続いているが、引き続き、葬祭場の施設及び機械設備の修繕等にあたっては、点検結果に基づく計画的に行うとともに、指定管理者による適正な施設の運営、管理をお願いする。

また、消防関係では、庁舎の維持修繕や救急車などの車両更新にあたっては長期更新計画

に基づき計画的に実施するとともに、費用については起債等の有利な財源確保について検討を行われたい。また、車両等の更新及び維持管理は高額となることから、更新時には費用対効果について十分に検討し車両の選定を行うことを求めたい。

次にふるさと市町村圏事業特別会計では、基金運用益を財源とし、構成各市町村が行う祭り、イベントへの補助金交付が主な事業となっているが、低金利により基金運用益が減少していることから、補助金の交付基準の見直しなど、構成市町村と調整し本事業が継続されるよう検討をお願いする。

次に介護老人保健施設「虹の家」の運営については、平成9年の開所以来20年が経過し、施設や設備の老朽化が見られる。30年度も引き続き赤字経営の状況が続いているが、29年度に虹の家における具体的な業務改善の方針とその実施に伴う指導助言を行う「虹の家業務改善委員会」が設置され、ニーズの高い通所リハビリの定員を増やすなど、経営改善に向けた努力を続けている。今後は、施設の管理運営体制の方法や赤字経営からの脱却に向けた更なる努力に期待する。また、基金残高は、決算年度末で1億1,900万円余、出納整理期間末においては1億2,200万円余となっている。今後の施設や設備の修繕については、より計画的に実施し、今後も市立大町総合病院との連携のもと、施設の健全な運営と利用者の増加のための努力をお願いする。

次に介護保険事業においては、保険料全体の収納率は95.8%で、前年度と比較し0.05ポイントの増となっている。また、不納欠損額については91万円余で、うち死亡によるものが18万円余となっている。今後も保険料の徴収、不納欠損処分も含めた滞納整理にあたっては、公平性を確保するため、効果的な滞納整理の方策について市町村担当者と連携し、滞納額の縮減に努められたい。また、保険給付費については、前年度と比較し3,642万円余、0.6パーセントの増加となっている。要支援認定者数は、27年度以降は減少傾向にあり、要介護認定者数は32年度まで増加が見込まれるが、その後は減少していくと推計されており、そのうち重度認定者の割合は横ばい傾向と見込まれている。今後も高齢化が進む当圏域においては、29年度から開始となった介護予防・日常生活支援総合事業の充実や第7期介護保険計画に基づく基盤整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度の運用に努めるよう要望する。

次に、平日夜間救急医療事業特別会計については、30年度の患者数は401人で、前年度と比較して93人の減少となった。インフルエンザの流行時期等により患者数は影響される面もあり、事業として収益を求めることは難しいが、今後も利用者の増加につながる有効な啓発に努め大北医師会と連携し引き続き事業の健全運営を図られたい。

最後に、養護老人ホーム「鹿島荘」、グループホーム「ひだまりの家」については、入所者の高齢化が進み、30年度は12月以降に3名の死亡退所があった。また、生活短期宿泊事業については、延べ利用日数は前年度と比較し321日の増となった。養護老人ホームである鹿島荘にあつては、構成市町村や近隣自治体へ措置入所の協力を求めるなど、定員満床に向けた努力を引き続きお願いする。また、介護保険施設としての運営の在り方についても引き続き検討されたい。今後も入所者の高齢化が進むことから、引き続き入所者の安心・安全に配慮した施設運営に努められたい。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいませようお願いします、以上で決算審査報

告を終わらせていただきます。

○議長（中牧盛登君） 日程第6の途中ですが、ここで昼食のため12時40分まで休憩いたします。

休憩 11時31分

再開 12時40分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4の審議を継続いたします。これより質疑に入ります。

まず、議案第24号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 16ページの企画費の関係で、担当常任委員会ですが、連合長の見解を伺っておきたいので、質問いたします。8月1日付の新聞で圏域構成の反対表明相次ぐと、地方6団体の長がですね、第32次の地方制度調査会総会において、圏域構想について反対の意見を出しております。主なところでは、全国町村議会議長会会長の松尾氏がですね、広域連携の必要性は認めながらも、圏域における連携については、国があらかじめ一定の枠組みを決めて、そこに自治体を誘導し、強制的に圏域行政に追い込むような仕組みは絶対作るべきではないという発言をしております。

また、全国町村会会長の荒木氏もですね、圏域行政の推進は周辺部町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性を孕んでいると言っております。また、全国市長会会長の立谷氏は、連携はテーマごとにやるべきであって、行政のスキームとして連携するのは危険だと総会で発言されたと報道されております。こういった地方6団体は圏域構想に対する危機感を持っていると見受けられるのですが、広域連合長は、北アルプス広域連携自立圏事業を進める関連において、どのような見解をお持ちか説明いただきたいと思っております。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 企画費に関連してのお尋ねでございます。いわゆる、国が第32次の地制調において検討を始めるという大きなニュースがございました。その中で、まず広域連携に関しましては、全国市長会の立谷会長、あるいは全国町村会会長などが反対意見を表明しております。私もある意味同感であります。まず、地方行政に係る国や県の動きにつきましては、先ほど開会のご挨拶で申し上げたとおりでございます。その中で、市町村間の広域連携につきましては、地方自治体が基礎自治体として、それぞれの主体性あるいは独自性を保つことを前提として、相互に協議する中で連携して実施したほうが効果的、あるいは効率的であると考えられる事務や事業を、現在でも広域連合あるいは連携自立圏等、広域連携の様々な仕組みの中から、最適なものを選択して進めていくべきと考えております。

こうした中で、国では人口減少や少子高齢化への対応で、課題が山積する中、財政基盤が弱く、人的な体制も十分でない小規模の自治体が、住民に必要なサービスをこれからも継続的に提供し、そして、施策を展開していくためには、広域的な連携も重要な選択というよう

に考えております。

実際に、当広域連合ではすでに、常備消防や介護保険を始めとする様々な事務を実施し、連携自立圏においても、移住交流あるいは福祉の分野でも事業を実施しておりますが、全国のあらゆる市町村でも、どのような形であれ、同様の取組みはすでに始まっております。この地方制度調査会の審議の中で、地方6団体からも、先ほども申し上げましたように、地方側の委員からは危惧する意見を申し上げているところでございます。ただ、広域連携自体に反対しているわけではなく、これは先ほど大和議員からのお話にもありましたが、連携自体に反対しているのではなくて、地域の多様性を大切にしながら、各市町村が自ら決定して参加できる仕組みとなるのかどうか、これを危惧するものであります。先ほど同感であると申し上げましたのは、この点でございます。

つまり、地方自治の枠組みそのものを全国一律に、そして国の立場から主導して進めるということに対する危惧が表面に表れているということで、この反対意見の背景にあるものと推測するものでございます。そうした中で、市町村の枠組みを壊す、あるいは溶かすような取組みではなくて、それぞれの事業を通じて、できるところを共同で実施する、そうした取組みとの差は非常に大きなものがあると考えております。地方制度調査会としては、中間報告として今後の地方行政の諸課題を整理したところであり、これから引き続き継続的な調査審議を進めていくこととしておりますので、当広域連合あるいは関係市町村とともに、動向をしっかりと注目し、そして具体的な内容が示された際には、必要に応じて市長会、町村会あるいは議長会等を通じて意見を挙げていくことを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） これ非常に紛らわしいというか、実質的には私は国の進めている圏域行政、これの先取りではないかというように見ているわけです。その上で危険性があるということで、改めて質問しているわけですがけれども、その背景は2014年の11月、自民党の政権公約2014の中で、「道州制の導入に向けては国民的合意を得ながら進めてまいります。導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体の機能強化を図ります。」と、この機能強化というのは、合併あるいは広域的な行政団体化を進めるという意味の機能強化ということになっております。こういった自民党の道州制に向けた1つの地方創生の一環としての、圏域行政の進め方ではないか、その先取りとしてやっていて、ある日、道州制に向けての創成の一環であるということになったら、これは大変なことになるという前提で質問しているわけです。

基本的な問題点はですね、国と地方自治体の関係というのは、憲法及び地方自治法で明確に規定されているとおり、対等な関係であるのです。どちらの主権者も国民、住民であります。ところが、地方自治体の基本的責務というのは、その上で住民福祉の増進にあるというように明確にされているわけでありましてけれども、これに対して、安倍政権ではこの道州制を通じて、地方自治体を稼げる自治体、儲けられる自治体にするという目的があるわけであり、この方向性についても、住民福祉を旨とする地方自治の精神と全く違う方向になってしまう危険性がある。先ほど言いました、地方6団体の危惧というものもそこにあるのではないかとこのように私は感じて質問しているわけでありましてけれども、過日も広域連合に対し

て、国の進める圏域行政と北アルプス連携自立圏事業がどう違うのかという説明について情報開示請求したのですが、一切の文書がないという回答しか返ってきていません。どう違うのか、長野県ではどのような説明をしているのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、議員のご発言の中で、この広域連携の先取りはどうかということがありました。この、広域連携の先取りというのは、国の地制調で進めようとしている広域連携のことを差しておりますのか、私どもが既に取り組んでいる広域連携のことではなく、国の連携のことでしょうか。この広域連携は先取りだと言っている先取りとは、現在、北アルプス広域で取り組んでいる広域連携の形を指しているのか、地制調で今審議をしようとしている、市町村の枠を壊すような、溶かすような、そんな取組みについて何かの先取りとおっしゃっているのでしょうか。

○5番（大和幸久君） 32次の地制調で進める、いわゆる圏域行政体の新たな設立、これが今進めている北アルプス連携自立圏事業、これがその先取りになってしまわないかという危惧をしているわけです。その点について、広域連合に県の進めている自立圏事業と国の圏域行政が違うという根拠的な文書があるのかという情報開示請求をしたのですが、全く文書がないとのこと。じゃあどういふところでそれを証明できるのか、説明いただきたいということです。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、私どもの取組みと、国の進めようとしている、地方制度調査会で審議が進められている広域連携との違い、これは先取りでも全くありませんし、同種のものでもない私どもは理解をしています。また、その関連の文書がないのは当然でありまして、地制調が各地方自治体に詳細の文書の内容、公式の文書として提供することは今のところないわけでありまして。

また、県においてもこの広域連携については、市町村との様々な協働の中で生まれてきた発想でありまして、それについて解説の文書は今まで様々な機会に、広域の議会あるいは市町村の議会に提供している文書の域を出ておりません。

何が違うのかということをもう一度お話し申し上げますと、私どもが長野県内で北アルプス広域あるいは木曾広域の2か所で進めている広域連携の在り方というのは、それぞれ市町村の独自性、主体性をベースにしながら、その枠組みを全く壊すことなく共同して事務を進めることについて連携協約に基づいて進めているものであります。これは、例えば広域連合のように、市町村の権能を吸い上げて行う、これはもちろん地方自治法に基づく広域連合の役割ですが、あるいは、例えば一部事務組合のように、市町村の持っている一部の権能を吸い上げて行うものとも、さらに違うということをご理解いただいた上で、さらに、定住自立圏あるいは連携中枢都市圏の仕組みとも全く違う、そうした意味で、先ほどと繰り返しますが、市町村の事務の中で、共同して行う事務が、効率的であり効果的であるものについて、議会の承認をいただいて連携協約を結び、そして行うものであって、市町村の枠組みを全く変更するものではないという、ここに本質的な違いがあります。

同時に、県と市町村が長野県においては、協働しながらこうした発想をしたことと言えば、国が法律などに基づいて、一面的に、一律的に、またある意味では強制的に行うものでは全

く発想が違うということもご理解いただきたいと思います。なお、議員のご指摘の中に地方6団体という言葉がありましたが、これは現在のところ地方6団体にはなっておりません。全国知事会及び全国都道府県議会議長会からは、まだ声が上がっていないのです。それはどうということかと言うと、やはり全国の市町村における課題として、非常に危惧を持つ部分があるということに、当然敏感に反応していると私は受け止めています。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） そういった説明が今後も、国の進める圏域とは一線を画して、自治法に基づく行政体としての進め方というものをぜひ堅持してほしいと私は思います。国の進める圏域化というのは、特に問題点になるのは、日本弁護士連合会が指摘しているのですが、「圏域を法制化し、圏域が主体となって行政のスタンダード化を進めていくことは、これまでの広域連携の仕組みと異なり、自治体の個別事務ごとの自主的な判断ではなく、全国的に国が主導して、市町村の権限の一部を圏域に担わせようとするものであり、自治体が自主的権限によって、自らの事務を処理するという団体自治の観点から問題がある。また、住民による選挙で直接選ばれた首長及び議員からなる議会もない圏域に対し、国が直接財源措置を行うことは住民の意思を尊重する住民自治の観点からも問題がある。これらの点は、憲法上の保障である地方自治の本旨との関係で、看過できない問題である。」、こういう指摘をされています。

私は、北アルプス連携自立圏事業を見ていますと、主なところは広域連合の正副連合長会議で決定されていると、そこで決定されたものが実行されているという仕組みは、国が言っている圏域行政の中でも、いわゆる行政の執行部で決めて、それを直接監視する議会というものがないと、これは弁護士連合会が指摘していることですが、そういった大きな問題点があるということでは似通っているのではないかと、私は危惧を持っているわけです。いずれにしても、そういうことが現在の進め方でも、今後ともないという点を改めて確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員はこれまでのご質問の中でも1つ勘違いしているのではないかと、私を危惧しております。1つには広域連合は、あくまでもほとんどの市町村間の連携協約に基づく連携事業の橋渡し役という表現を私はしてきております。つまり、広域連合は一部の職員研修などにおいては、連携協約の一員として参加しておりますが、それ以外は大町市と白馬村、大町市と小谷村あるいは池田町というように、個々の市町村間の連携協約に基づく事業です。これは議会の議決を既に5市町村においていただいております。そうしたことで、仕組みは、個々の市町村間の連携協約を議会の承認のもと行っている。会議の場として、広域連合が企画費の中で場を用意して、そして橋渡し役を行っている、そうしたご理解をいただきたいと思います。

従いまして、広域連合には権能はない、そのために各市町村においては連携協約の議決、連携事業の毎年の事業計画については、大町市議会でも、経過も含め何度も全員協議会などで報告を申し上げ、意見をいただいている。そういう意味では団体自治はきちんと現在の市町村の枠組みの中で収まっていると考えております。

議員のご指摘にありましたように、いわゆる地方自治の側面は2つあります。1つは住民

自治であり、もう1つは団体自治であります。団体自治は、その団体のことは団体において完結するというのが、団体自治。また、その団体で完結する自治について住民の皆さんが議会を通じてチェックを入れる、この両方の権能は、なお重要でありますので、この枠組みは決して変更されるべきものではないと考えております。

なお、この連携協約は、すでに地方自治法の252条の2の関係条文の中に、正式に位置づけられた地方自治法に基づく、個々の市町村に与えられる権限というようにご理解いただければなお幸いです。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第25号「平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第26号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど質問したいと思います。1点目は、入所利用率が90.0パーセント、通所利用率が89.6パーセントという結果が公表されております。この達成率の理由と、今後の対策について伺いたいと思います。2点目につきましては、この間に開かれております、業務改善委員会での検討状況はどうか、虹の家の今後の方針については、どのような検討がされているのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 2点の質問にお答えいたします。1点目の入所利用率90.0パーセント、通所利用率89.6パーセントの理由と今後の対策についてであります。入所、短期入所の利用率が90.0パーセントとなった主な理由につきましては、昨年4月に50床の特養が開所したこと、また、医療における診療報酬改定により、在宅復帰率の見直しが行われたこと等により、上半期の入所者が減少となったものでございます。定員50に対して、平成29年度では利用率98.1パーセント、1日当たり49人であったこともあり、本年度は利用率95パーセント、1日あたり45人を目標としているところであります。

また、通所の利用率が89.6パーセントとなった主な理由につきましては、冬期間における利用者の体調不良等によるものでございます。通所の利用率につきましても、定員24

に対して、利用率95パーセント、1日当たり22.8人を目標としているところであります。

2点目、これに伴う業務改善委員会での検討状況、今後の方針であります。業務改善委員会では、主に入所、通所における利用率や収支に関する事、在宅復帰支援機能加算の算定要件、介護医療院の施設基準、処遇改善加算等について、各種加算の算定要件に伴う人員の配置基準等について検討してまいりました。収支に関しましては、先ほどの、利用率の目標を入所、通所とも95パーセントで運営できれば、昨年度の実績ベースで試算いたしますと、療養介護費収入では、約1,000万円の増収となり、基金から経常費への補填としました約540万円を引きましても黒字となりますことから、この目標達成を短期的課題としております。引き続き、併設しております大町病院の経営健全化計画や、介護保険事業計画とも整合を図りながら、中長期的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 1,000万円の増収の見込みはいいのですが、現実の結果はそのようについてないわけですよね。30年度の結果において、最終の収支についてどんな状況になっているのか、その状況から踏まえて、来年以降の1,000万円の増収というのが有効に確保できるのかどうか、その見通しについて改めて説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 現状の部分におきまして、4月、5月、6月、の3か月の状況でありますけれども、今のところその3か月につきましては、入所では93.5パーセント、通所では88.5パーセントという状況であります。たまたま4月には98.1パーセントですとか、通所の6月では90.4パーセントなど、目標に対して、ほぼ近い数字になっている部分もあります。それらのところにつきまして、基本的な考え方でありまして、入所希望者、通所希望者を確保していくために、ケアマネジャー、地域包括支援センター等、関係機関との連携強化を図るとともに、随時、空床情報を提供していきながら、満床に努めてまいりたいという考え方でございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） そういったケアマネを通じた確保というのは大事なのですが、そのキーポイントになるのは、やはり虹の家に2人いる相談員等の働きがキーポイントになる、そういった点でスキルアップは必要かと思えますし、また、適当な人事異動等によって、人事の刷新を図っていくというのも1つの手法ではないかと私は見ているのですが、この点について、広域連合長がどのような見解か伺いたいと思えます。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家につきましても、2つの観点から様々な改善を加えるということで、まず1つには、運営を巡って、きちんと全ての課題が検討の俎上に載せられて、検討委員会で改善が図られること、また、その改善委員会で決定されたことがきちんと徹底していくこと、それによって効率的な、効果的な施設の運営ができるものだと考えております。こうした観点から人事の配置についても十分配慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第27号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど伺いたいと思います。介護保険事業ですが、平成30年度においては、数字を見る限り、保険給付等比較的落ち着いているという感じを受けるのですが、これはどんな理由によるのか説明いただきたいと思います。それから、前回質問いたしました買い物支援の実績がどのようになっているのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 私からは1点目の30年度における保険給付費が比較的落ち着いている理由につきましてお答えいたします。1つには、第7期介護保険事業計画の1年目であり、一般的に1年目は、財源が余り基金に積立て、2年目の収支は均衡し、3年目は不足分を1年目に積立てたものを財源充当とするというようになっております。

2つ目としましては、関係市町村に委託して実施している地域支援事業、総合事業により、介護予防事業が推進されておりますことから、要支援1・2と要介護1のいわゆる軽度の認定者が減少し、総合事業等に移行してきております。昨年度の7期事業計画の計画数値と実績数値の比較では、事業対象者は124人増加、要支援認定者は139人減少、要介護認定者は42人の微増となっております。私からは以上です。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護保険係長（麻田俊一君） 私から、買い物支援の実績についてお答えいたします。この事業でございますが、昨年11月より各市町村の包括支援センターに業務を委託しまして実施しております。利用者の状況でございますが、11月から3月まで利用申込者は109名でございます。そのうち、約半数の57名の方が一人暮らし高齢者となっております。利用回数につきましては、延べになりますが、203回のご利用をいただいております。この事業、重い荷物を持ち運ぶことができない一人暮らし高齢者や高齢者世帯に非常に有効なサービスであると考えております。また、利用者の中からも、引き続きこの事業を継続してほしいとの要望もありますので、本年度も包括支援センターと協力しながら進めているところでございます。私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 買い物支援ですけれども、費用対効果という視点から見れば、これは素人目には採算が合わない事業であろうと思います。ただ、住民、利用者との満足度との間で

総合的に判断する必要があるだろうと考えるわけではありますが、担当者のほうでは、その点についてどのような評価をされているのか改めて説明ください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護保険係長（麻田俊一君） 先ほどもご説明申し上げましたが、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の皆さまから、自分で買い物に行きたくても荷物が運べず買い物に出られないというようなお声を聞きますので、その方のための支援の事業としては必要だと考えております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第28号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第29号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど質問したいと思います。1点目は、決算剰余金が多いと思うのですが、この理由について説明ください。2点目は、この施設については介護保険施設への転換等の検討もされているようなのですが、この検討状況についてどのようになっているのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 1点目の決算剰余金が多かった理由についてお答えいたします。生活短期宿泊事業の利用増と、老人保護措置費負担金における障がい者加算等の加算が増額となったことにより、合わせて800万円以上の事業収入の増となっていることが、主な要因となっております。

2点目の介護保険施設への転換等への検討状況についてですけれども、あくまでも、事務段階での検討の範囲ですが、自主財源の確保のため、特定施設入居者生活介護につきまして、検討を始めたところでありまして、以上であります。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 介護保険施設への転換等の検討というのは、鹿島荘の運営上何かメリットがあるのでしょうか。最終的に利用者のデメリットになるような検討はまずいと思ってい

るわけです。特に、介護保険を利用すると必ず利用者負担というのが付いて回るわけですが、そういった点での検討はされているのか説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） 現在、鹿島荘におきましては、介護保険の外部サービスの利用者は13人おり、そのうち要介護4が2人、要介護3が2人、要介護2が2人、要介護1が6人、要支援1が1人という状況であり、利用者の重度化が顕著になってきており、介護保険の認定者では、約半分の利用者となっております。

また、入所者の平均年齢は84歳で、100歳が1人、90歳代が15人、合わせて16人で32パーセント、80歳代が17人で34パーセント、70歳代が14人、60歳代が3人、合わせて17人で34パーセントとなっております。高齢化が顕著となってきていることが、この検討の始まりでございます。私からは、以上となります。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

以上の6議案の審査は、配布してあります付託表のとおり各常任委員会に付託します。

次に、議案第30号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただ今議題となりました議案第30号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算に伴う繰越金の確定及び市町村負担金の精算が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,365万円を追加し、総額を17億8,845万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款6項2目2介護保険事業特別会計繰入金8千円の増は、過年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、介護保険事業特別会計から一般会計へ一旦繰入れ、国庫負担分を、歳出において償還するものでございます。款7繰越金8,364万2千円の増は、平成30年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2項1目1一般管理費483万1千円の増につきましては、節23の償還金利息及び割引料において、平成30年度決算額の確定により市町村負担金を令和元年度において精算するものでございます。款3項1目2障害支援区分認定審査会費10万1千円の増につきまし

ても、市町村負担金の精算によるものでございます。目3低所得者保険料軽減事業費9千円の増は、過年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国庫負担分を償還するものでございます。款4衛生費、款5消防費の増につきましても、市町村負担金の精算により、事業費ごと、それぞれ市町村に償還するものでございます。款8予備費238万7千円の増は、歳入歳出の調整を行うものでございます。

12ページは、市町村への過年度償還金の明細となっておりますのでご覧ください。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、各常任委員会に付託します。

続いて、議案第31号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第31号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算の確定に伴う繰越金と歳入歳出調整でございます。

第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ7万3千円を追加し、総額を767万1千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1繰越金7万3千円の増は、平成30年度決算の確定に伴う繰越金の増でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、議案第32号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第32号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算による繰越金の確定に伴い、歳入・歳出それぞれ259万円を追加し、

歳入歳出の総額を2億8,022万8千円とするものであります。

歳入でございますが、8、9ページをご覧ください。

款2項1目1繰越金259万円は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に歳出でございますが、10、11ページをご覧下さい。

款2項1目1予備費ですが、同額の259万円を増額しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、福祉常任委員会に付託します。

続いて、議案第33号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第33号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度介護保険事業特別会計の決算の確定に伴い、繰越金の増額補正、平成30年度の国庫補助金等の精算に伴う、国等への返還金が主な内容でございます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億7,655万2千円を追加し、総額をそれぞれ、71億7,202万5千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4国庫支出金でございますが、対象となります保険給付費のうち、高額医療合算介護サービス費と介護保険システム改修の増額分にかかわる負担金、補助金の補正でございます。

款5支払基金交付金につきましては、保険給付費の増額に伴う補正と、前年度分の支払基金交付金の精算に伴う補正でございます。款6県支出金でございますが、支払基金と同様に、前年度分の精算に伴う補正でございます。款9繰越金につきましては、前年度会計から繰り越された繰越金の確定に伴う補正でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1の一般管理費につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の補正でございます。款2項5目1の高額医療合算介護サービス費につきましては、給付額が当初見込みを上回ったことに伴う補正でございます。款3基金積立金でございますが、前年度の支払基金交付金と県支出金の確定に伴い、精算交付された金額を基金に積み立てるものでございます。款4地域支援事業費につきましては、高額医療合算介護サービス費相当事業費の給付額が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款5諸支出金につきましては、前年度において過大交付された国庫支出金等と、市町村負担金を返還するものでございます。款6予備費につきましては、歳入歳出の調整でござい

す。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 11ページでありますけれども、介護保険の制度改正に伴うシステム改修とありますが、介護保険制度がどのように変わるのか具体的にご説明をお願いします。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護保険係長（麻田俊一君） システム改修についてご説明申し上げます。先ほど、条例改正でもご説明申し上げましたが、報酬単価等の改正が行われます。それから、処遇改善加算が追加されることに伴い、その部分の改修に係る経費でございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、福祉常任委員会に付託します。

続いて、議案第34号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第34号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では30年度決算の確定に伴う繰越金の増、歳出では市町村負担金過年度償還金の増が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ60万2千円を追加し、総額を1,730万5千円とするものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款3項1目1繰越金60万2千円の増は、30年度決算の確定に伴う繰越金でございます。

10、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1診療管理費60万2千円の増は、30年度決算の確定に伴う市町村負担金の過年度償還金でございます。

12ページは市町村負担金の償還金の明細となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、議案第35号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第35号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では、決算の確定に伴う繰越金の増額、歳出では市町村負担金過年度償還金の計上が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1,369万円を追加し、総額を2億1,644万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

平成30年度決算に伴い、款4、項1、目1鹿島荘繰越金を1,364万3千円増額し、目2ひだまりの家繰越金を4万7千円増額いたします。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費1,133万7千円の増は、市町村負担金の過年度償還金です。款3予備費は、歳入歳出の調整によるものです。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の詳細でございます。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、福祉常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後1時31分

令和元年 8月21日
開会 午前10時00分

○議長(中牧盛登君) おはようございます。ただいまから令和元年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長(傘木徳実君) 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。

以上でございます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

○議長(中牧盛登君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

まず、議案第19号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) おはようございます。当委員会に付託されました「議案第19号北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員からは、改正は3項目だが、改正されない部分はどうなるのかとの質問があり、行政側からは、手数料の引き上げ額の大きいものが算定されたとの答弁がありました。

また、法律に基づいた改正と理解してよいのかとの質問に、行政側からは、標準事務の手数料を定めたものであり、当地域になくとも定める必要があるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第19号について、総務委員長に対し、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案19号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 皆さん、おはようございます。福祉委員長の猪股です。よろしくお願ひします。

当委員会に付託されました「議案第20号北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第20号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第21号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 報告いたします。当委員会に付託されました「議案第21号北アルプス広域連合介護老人保健施設設置所予備管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。まず議案第21号について、福祉委員長に対してご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 報告します。当委員会に付託されました「議案第22号北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から施設利用料と光熱水費、燃料代の一人当たり増加額と全体の増加額はいくらを見込んでいるかとの質疑があり、行政側より、一人当たり年間で62,400円。全体では561,600円を見込んでいるとの答弁がありました。

利用料増額の周知はどのようにしているかとの質疑があり、行政側より家族会の折やお知らせ、ホームページなどで説明しているとの答弁がありました。

施設利用料等に関して広域連合から補助はあるかとの質疑があり、行政側よりグループホームの低所得者に対する広域連合独自の月額10,000円の家賃補助をしているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告終わります。

○議長(中牧盛登君) 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第22号について、福祉委員長に対し、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。

[9番(服部久子君)登壇]

○9番(服部久子君) 議案第22号についての反対討論をいたします。

今回の条例改正は施設利用料が年30,000円増額になり、被食材料費も年、約30,000円以上増額になり、合計62,850円の増額となります。施設利用者の年金が下がる中、また、消費税増税で利用者を支える家族の負担も大きくなる中での条例改正には反対いたします。

以上です。

○議長(中牧盛登君) 他に討論はありませんか。

降旗達也議員

〔4番（降旗達也君）登壇〕

○4番（降旗達也君） 議案第22号北アルプス広域連合認知症対応型共同生活介護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

この条例は、グループホームひだまりの家における施設利用料、利用料収入の月額を2,500円増の27,500円とし、食材料費の日額を90円増の990円とするものがあります。これは近隣の施設と比較しても最低の金額であること、また、施設の収支がとても厳しいこと、利用家族には丁寧な説明をしてご理解をいただいていることから議案第22号については可決すべきものと判断をいたします。

また昨日、新潟県の某お菓子メーカーの発表で、今まで13本入りだったお菓子が12本入りになってしまった。また8本入りだったものが7本になってしまったということがありましたが、それでも価格は据え置きでやっていくということでございます。単純に置き換えることはできませんけれども、ひだまりの家の方で置き換えますと価格は据え置きでサービスの低下を招いてしまうといったことを懸念されているのかなと私は思っております。

介護保険制度はですね、利用者と家族にとって無くてはならない制度でありまして、ひだまりの家は介護保険で利用できるグループホームとして要介護状態の認知症高齢者の方が食事、入浴、排せつ等の生活全般のサービスを受けながら、家庭的な環境の中で職員とともに生活を送っていただく施設でありますことから議案第22号の賛成討論といたします。

ぜひ、議員皆さまのご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君）他に討論はありませんか。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第22号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 当委員会に付託されました「議案第23号北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告といたします。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第23号について、総務委員長に対し、ご質疑はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) 当委員会に付託されました「議案第24号平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員からは

連携自立圏の事業としている認知症の初期集中支援チーム運営事業についての質問があり、行政側からは、認知症初期集中支援チーム運営事業は、介護保険の地域支援事業で市町村が実施する事業である。各市町村が単独で実施するよりも、連携自立圏事業として効果的な運用を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、介護保険で扱うことを検討した経過はあるのかとの質問があり、行政側からは、各市町村の地域包括支援センターが認知症に対する支援を行っていくということで30年度から取り組みを始めたものと伺っているとの答弁がなされました。委員からは、広域事業として扱えば、広域議会もチェックできる体制も整っている。正副連合長会議に意見として挙げていただきたいとの要望がなされました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上報告といたします。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

次に福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 報告します。当委員会に付託されました「議案第24号平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち福祉常任委員会に付託された部分について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第24号について、まず、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第24号を各委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第24号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第25号及び議案第28号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 当委員会に付託されました「議案第25号平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

続いて、当委員会に付託されました「議案第28号平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員からは年々患者数が減少している。利用者の増加につながる普及啓発は行っているかとの質問があり、行政側からは、啓発用マグネットシートを、5,000枚を作成し、各市町村に配布を依頼したとの答弁がありました。

委員から、これらの継続についての質問に、行政側からは、県の信州保健医療総合計画に位置付けられている小児初期救急医療体制施設であり、圏域の小児医療の初期救急体制の医療施設に位置付けられているため、今後のあり方について検討していく必要があるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上報告といたします。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第25号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第28号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号及び議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第25号「平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第28号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第28号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第26号、議案第27号及び議案第29号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 報告します。当委員会に付託されました「議案第26号平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告します。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、「議案第27号平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告します。

審査中、委員から、買い物サポート事業における市町村別の登録者数は何人かとの質疑があり、行政側より、大町市51人、池田町10人、松川村30人、白馬村13人、小谷村5人との答弁がありました。

保険給付の検証はどのように行っているかとの質疑があり、行政側より、介護保険事業計画作成委員会において、第7期介護保険事業計画の1年次目の検証を行っているとの答弁がありました。

第三者納付金とはどのような内容かとの質疑があり、行政側より、給付の事由が交通事故等による第三者の行為によって生じた場合、損害賠償金の徴収を国保連合会に委託しているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、「議案第29号平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告します。

審査中、委員から、特殊浴槽の使用についての質疑があり、行政側より、現在は介護保険の外部サービスを利用しているとの答弁がありました。

また、鹿島荘とひだまりの家の同じ特別会計としているが、施設の違いは何かとの質疑があり、鹿島荘は養護老人ホームとして市町村から措置される施設で、ひだまりの家は認知症グループホームとして介護保険での個人との利用契約となっているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、議案第26号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第26号、議案第27号及び議案第29号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。まず、議案第26号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第26号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第27号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第27号「平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第29号「平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第30号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 当委員会に付託されました「議案第30号令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」のうち総務常任委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 次に福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 報告します。当委員会に付託されました「議案第30号令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」のうち福祉常任委員会に付託された部分につきまして報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第30号について、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第30号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第30号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号及び議案第34号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 当委員会に付託されました「議案第31号令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会に付託されました「第34号令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告といたします。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、議案第31号について、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第34号について、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第31号号及び議案第34号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第31号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第31号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第34号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、議案第33号及び議案第35号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 報告します。当委員会に付託されました「議案第32号令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。
続きまして、「議案第33号令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)」について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。
続きまして、「議案第35号令和元年度北アルプス広域連合介護老人福祉施設事業特別会計補
正予算(第1号)」について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。
以上報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、議案第32号について、福祉委員長に対し、ご質疑はあ
りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第32号、議案第33号及び議案第35号について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第32号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を
求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号「令和元年度北アルプス広域連合 介護老人保健施設事業特別会計
補正予算(第1号)」は、福祉委員長報告のとおり 可決されました。

次に、議案第33号を福祉委員長 報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手
を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第
1号)」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第35号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求
めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 8月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました、平成30年度決算及び令和元年度補正予算案など17議案につきまして、昨日、本日と2日間に亘り、本会議並びに常任委員会を通じまして慎重なご審議をいただき、議案どおりご承認、ご起立を賜りました。厚く御礼申し上げます。ご審議の過程でいただきました。貴重なご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映してまいる所存でございます。本定例会冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、広域計画の第4次計画が今年度で終了するに伴い、第5次計画の策定作業を構成市町村と密接に連携をはかり進めているところでございます。計画の策定にあたりましては、次回11月定例会において素案をお示しし、圏域住民の皆様の意見募集等を経て来年2月定例会において第5次広域計画案をご提案できますよう鋭意協議を進めて参ります。間もなく、市町村議会9月定例会を迎えます。ここ一両日中は涼しさが戻っておりますが、なお残暑厳しい日が続くことと存じます。議員各位におかれましては、十分健康にご留意いただき、広域行政の発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○議長（中牧盛登君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては暑い中、また公務ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和元年北アルプス広域連合議会、8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時43分

令和元年8月21日

議会議長

3番

4番